

社援地発1002第1号  
令和元年10月2日

各 都道府県消費生活協同組合主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の  
財務処理等に関する取扱いについて」の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第60号）が公布されたことに伴い、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成20年3月28日付け社援地発第0328003号本職通知）の一部を別添のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。